

自然科学研究会会則

[1996年5月17日改正]

(名称)

第1条 本会は名古屋経済大学自然科学研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、自然科学の研究ならびに普及を目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、名古屋経済大学学術研究センター（以下「センター」という）内に置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究会および講演会の開催
- 2 機関誌「自然科学研究会会誌」の発行
- 3 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員
名古屋経済大学の専任教員であって入会した者
- 2 学生会員
名古屋経済大学の学生
- 3 準会員
評議員会において入会を認められた者
- 4 名誉会員
この会に正会員として所属し、この会の発展に特に顕著な功績のあった者で評議員会の承認を得た者

(会費)

第6条 本会の会員は、会費をセンターに納めなければならない。ただし、名誉会員は、この限りではない。

(2) 会費は、センター規程の定めるところによる。

(評議員会)

第7条 本会に評議員会を置き、本会の正会員をもって評議員とする。

(2) 評議員会は、会長が召集し、年1回以上開催する。

(3) 評議員会は、評議員の過半数により成立し、議決は、出場者の過半数による。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 運営委員 1名
- 3 編集委員 若干名
- 4 庶務会計 若干名
- 5 その他評議員会において必要と認めた委員

(2) 役員は、評議員会において互選し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(3) 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

(4) 編集委員は、編集委員会を構成し、会誌の編集、発行を執行する。

(経費)

第9条 本会の経費は、センターからの交付金その他をもってあてる。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(改正)

第11条 本会則の改正は、評議員の3分の2以上の出席する評議員会の過半数の議決によって行い、センターの承認を得るものとする。